地方公営企業とは

地方公共団体が、水道事業や電気事業等を経営する場合は、企業の能率的経営を確保し、
経済性を発揮するよう、地方公共団体内部において特別の経営組織を設け、
その組織、財務、職員の身分取扱等について、
地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めた
「地方公営企業法」が適用されます。

地方公営企業法の主な特徴

地方公営企業法における法定事業

- 水道事業（除く簡易水道事業）
- 工業用水道事業
- 軌道事業
- 自動車運送事業
- 鉄道事業
- 電気事業
- ガス事業
- 病院事業（財務規定等の一部適用）

適用事業（法第2条）

地方公営企業法には、水道事業や電気事業などの8事業が規定されている。これらの法定事業以外にも、条例で定めることにより、地方公営企業法の全部または一部を適用することができる。

経営の基本原則（法第３条）

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

組織（法第７条～第16条）

地方公営企業に管理者を置き、知事の固有の権限とされる予算の調製、各種議案の提案などを除き、企業の業務執行について権限を与えている。

財務（法第17条～第35条）

地方公営企業の経理については、企業の能率的な経営を図るため、特別会計を設け、発生主義や独立採算制を採用するなど、一般会計の経理方法に対する特例を設けている。

職員の身分取扱（法第36条～第39条）

地方公営企業に従事する職員の身分取扱については、地方公務員法の特例として、給与については地方公営企業法に規定するところによる。また、労働関係については地方公営企業等の労働関係に関する法律に規定するところによる。

神奈川県企業庁は、「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」により、
地方公営企業法に定められている「水道事業」と「電気事業」の2事業と、
法定外事業として地方公営企業法の全部を適用する「公営企業資金等運用事業」、
「相模川総合開発共同事業」及び「酒匂川総合開発事業」の3事業の計5事業を実施しています。

「地方公営企業法」とは…

地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を共同処理する地方自治法の規定による一部事務組合に関する特例並びに企業の財務の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とした法律であり、昭和２７年８月1日公布、同年１０月1日施行されました。

「地方公営企業法の適用関係」とは…

事業の種類	法の当然適用	法の任意適用
・水道事業（除く簡易水道事業） ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 （法定８事業）	地方公営企業法の全部	
・病院事業（法定８事業）	地方公営企業法の財務規定など	財務規定などを除く地方公営企業法の規定
・その他の事業 ［主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業］		地方公営企業法の規定の全部又は財務規定など

「地方公営企業の管理者」とは…

地方公共団体の長が任命する「管理者」は、業務の執行に関して法律上広範な権限が与えられます。管理者は基本的に地方公共団体の長の補助職員であり、独立の執行機関ではありませんが、地方公共団体の事務の一分野について執行権を法律で付与されている点において、実質的に独立の執行機関に匹敵します。

「発生主義」とは…

現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき、その発生の都度記録・整理する方式です。現金を支払っていなくても支出として費用にその額が計上されるため、企業の経理内容がそのまま明確に示されます。

「独立採算の原則」とは…

地方公営企業法において地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入を持って充てなければならないとされています。その経費を収入（料金）によって賄うため、企業ベース（経営）によって行うことができる活動が前提となります。